

油圧ショベル(クローラ式)
特定自主検査記録表

証明書発行日 6年8月9日 様式SR-EHC-01-E

証明書発行No. 8-10 標準No. 1033487

3年間保存

建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針に基づく検査共用

メーカー名	ヤンマー	管理No.	DX-122	使用者住所氏名又は名称	中城村字久場1991番地 町田機工株式会社
型式	V103D-6	稼働時間	707 h	機械管理者氏名	町田宗才
製造番号	6N228	性能	0-09 km/h	検査業者登録番号	第19号
検査実施場所	玉城	検査業者又は事業者住所・名称責任者名	沖縄市登川3458番地 マチダテクノ(株) 又 名 姓		
検査年月日	R6年8月9日	検査者氏名	平川善之		

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良	補修 内容
エンジン	1	本体	a *始動性 かり具合、異音、予熱栓・ヒーターの作動 目視、操作、聴診 b *回転の状態 アクセルの作動、回転具合 目視、操作、聴診 c *排気の状態 アイドリング回転 (920 min⁻¹)、無負荷最高回転 (2200 min⁻¹) 回転計 d *排気の状態 排気色、排気音、排気管・マフラー等のガス漏れ 目視、操作、聴診 e *エアクリナー ケースの亀裂・変形・緩み、エレメントの汚れ・損傷、油量 目視、触診 f *締付け シリンダーヘッド、マニホールドの取付 トルクレンチ g *弁すき間 弁すき間(吸最大 mm・最小 mm) (排最大 mm・最小 mm) シックネスゲージ h *圧縮圧力 圧縮圧力 (MPa) 1 2 3 4 5 6 圧縮圧力計 i *噴射圧力 噴射圧力 (MPa) 1 2 3 4 5 6 ノズルテスター j *噴霧状態 噴霧状態 良○・不良× 1 2 3 4 5 6 目視、ノズルテスター k *過給器 異常振動、異音、ガス漏れ、潤滑油漏れ 目視、聴診 l *エンジンマウント ブラケットの亀裂・変形・緩み・脱落、防振ゴムの損傷・劣化 目視、レンチ等			
	2	*潤滑装置	油量、汚れ、油漏れ、*エレメントの汚れ・損傷	目視		
	3	*燃料装置	燃料漏れ、ホースの損傷・老化、*エレメントの汚れ・目詰まり	目視		
	4	*冷却装置	水量、汚れ、水漏れ、目詰まり、ホース損傷・老化、ラジエーターキャップ機能・損傷、ベルト(たわみ、摩耗、損傷)、ファン・カバー・ダクト等の亀裂・損傷・変形・取付	目視、触診、スケール		
	5	*電気装置	充電装置機能、バッテリー液量・端子緩み・腐食、配線緩み・損傷	目視、触診、電流電圧計		
	6	エアコンプレッサー	異音、異常振動、エア漏れ、油漏れ、タンク内凝水、作動	目視、操作、聴診、圧力計		
	7					
	8	起動輪、遊動輪	亀裂、変形、摩耗、異音、異常発熱、取付、油漏れ	目視、聴診、触診、探傷器		
	9	上部ローラー、下部ローラー	亀裂、変形、摩耗、異音、異常発熱、取付、油漏れ	目視、聴診、触診、探傷器		
	10	履帯	シュー亀裂・変形・摩耗、取付、リンク・ブッシュ亀裂・摩耗、ピッチ長、たわみ、ピン抜け、ゴムパット(欠け・老化・摩耗)	目視、スケール、探傷器		
	11	ゴム履帯	スチールコード切断・損傷、ゴム(欠け・老化・摩耗)、心金脱落、たわみ	目視、スケール		
	12	履帯調整装置	作動、調整ボルト・ナット・ロッド・ヨークの亀裂・変形・腐食・摩耗、シリンダー油漏れ	目視、操作、探傷器		
	13	走行減速機	異音、異常発熱、ケース亀裂・損傷、取付、油量、汚れ、油漏れ	目視、聴診、触診		
制動	14					
	15	駐車ブレーキ	効き	目視、操作		
作業装置	16					
	17	ブーム、アーム、バケット、リンク	亀裂、変形、摩耗、がた、取付、ピン・ブール損傷	目視、操作、ノギス、探傷器		
	18	ツース	脱落、がた、摩耗	目視、触診		
	19	ブレード	亀裂、変形、摩耗、がた、取付	目視、操作、探傷器		
	20	フック	変形、摩耗、亀裂、外れ止め機能・損傷	目視、操作、ノギス		
	21					
油圧装置	22	作動油タンク	*油量・汚れ、油漏れ、エア漏れ、ブリーザ目詰まり、取付	目視、石けん水		
	23	フィルター	*汚れ・目詰まり、油漏れ	目視、触診		
	24	配管(ホース類、高圧パイプ)	亀裂、損傷、老化、ひび割れ、ねじれ、油漏れ、取付	目視、触診		
	25	油圧ポンプ	油漏れ、異常振動、異音、異常発熱、*負荷時吐出量・吐出圧	目視、聴診、触診、テスター		
	26	油圧モーター	油漏れ、異常振動、異音、異常発熱	目視、聴診、触診、テスター		
	27	油圧シリンダー	作動、油漏れ、伸縮量、打痕、亀裂、曲がり、擦り傷	目視、操作、スケール、タイマー		

DX-122

備考	1. 検査の結果、異常のないものは、検査結果欄の良に、また異常なものは不良の欄に「✓」印の記号を記載する。 2. 検査結果が異常なものについては、検査内容、検査方法欄の該当項目を○で囲む。 3. 検査内容に*印が付けられた項目は、関連機能が正常であれば検査を省略できる。省略した場合は*印を○で囲む。 4. 検査の結果、補修等を行った場合は、補修内容欄に右の記号に従って記載する。また補修内容等の詳細説明を要するものについては、補修等の措置内容欄に記載する。 5. ★印は「安衡法」と「建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの抑制を図るための指針」との共通検査項目であり、★★印は同指針のみの検査項目である。	記号	交換	分解交換	修理	調整	締付	清掃	給油水	該当なし
			×	⊗	△	A	T	C	L	—